

農事用電力に係る 要 請 書

令和7年9月4日

滋賀県土地改良事業団体連合会
国営農業水利事業滋賀協議会

農事用電力に係る要請書

平素は、本県の農業・農村の振興にご理解とご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県の約4割以上の農地は、琵琶湖などを水源として揚水ポンプにより農業用水を確保しており、電力に対する依存度が非常に高いことから、各土地改良区では、節水への呼びかけや農地の見回りに加え、送水運用の見直し、再生可能エネルギーの活用、省エネ機器の導入、省エネ研修など省電力に向けた取り組みを懸命に推進してまいりました。

しかしながら近年は、異常気象により土地改良区が管理する揚排水施設の稼働時間は大きく変動しています。特に今年度は梅雨明けが早く、少雨、酷暑が続いたため、水稻の生育に欠かせない用水需要が大幅に増加しております。

電力料金については、依然、燃料需給の逼迫やウクライナや中東をはじめとする国際紛争の長期化の影響を受け農事用電力は高止まりしており、土地改良区の運営は現状でも大変厳しい状況にあります。

令和7年度は電気・ガスへの支援策の継続や、貴社の農事用電力メニュー維持のお陰で何とか窮地を乗り切れるのではないかと期待しているところですが、この状況がいつまで続くか見通すことができず、来年度のかんがい期にこうした支援が無くなった場合、農業、農村を支え、食料安全保障の基盤となる施設管理を担う土地改良区の運営に甚大な影響を及ぼします。

こうした状況をご賢察いただき、次の事項について、ご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 農事用電力について、その利用実態や社会的・経済的意義等を踏まえ、料金メニューの継続ならびに軽減
- 2 特別高圧および高圧の新規農事用電力の受電受け入れ

令和7年9月4日

滋賀県土地改良事業団体連合会

会 長 家 森 茂 樹

国営農業水利事業滋賀協議会

会 長 太 田 利 貞